

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市印鑑条例の一部を改正する条例の骨子	1～3

1 函館市印鑑条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請であって特定在留カード等を用いるものに関する規定を整備するため

(2) 改正内容

個人番号カードとしての機能が付加され、利用者証明用電子証明書が記録された特定在留カード等が交付されることに伴い、コンビニ等に設置されている多機能端末機から特定在留カード等を利用して印鑑登録証明書を取得できるよう規定を追加する。

(3) 施行期日

令和8年6月14日から施行する。

函館市印鑑条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年函館市条例第48号)第3条第1項の規定により、前条第1項の規定による申請を行う場合においては、同項の規定にかかわらず、印鑑登録証の添付は、要しないものとする。</p> <p>2 前項の規定による申請は、印鑑登録者が自らこれを行わなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、前条第2項の規定にかかわらず、印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>4 印鑑登録者が、自らの<u>個人番号カード</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)または自らの移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体が組み込まれている電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により当該電磁的記録媒体に同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用</p>	<p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 印鑑登録者が、自らの<u>個人番号カード等</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードまたは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。)第22条第7項(<u>公的個人認証法第22条の3第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをい</p>

電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を操作することにより第1項の規定による申請を行つた場合における前項の規定の適用については、同項中「印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第38条第1項の規定による確認をして」と、「印鑑登録証明書を」とあるのは「当該申請に係る多機能端末機により印鑑登録証明書を」とする。

う。)または自らの移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体が組み込まれている電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により当該電磁的記録媒体に同条第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を操作することにより第1項の規定による申請を行つた場合における前項の規定の適用については、同項中「印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第38条第1項の規定による確認をして」と、「印鑑登録証明書を」とあるのは「当該申請に係る多機能端末機により印鑑登録証明書を」とする。